

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路の指定……………
  - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…
  - 保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…
  - 保安林の指定実施要件の変更予定……………（同）…
  - 森林法第百八十九条の掲示……………（同）…
- 公 告
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
  - …（都市整備局市街地整備部再開発課）…
  - 開発行為に関する工事完了……………
  - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 告 示
- 東京都告示第百七十四号
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり。

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和四年二月十六日	あきる野市伊奈字引田ノ上	延長 三四八・二六 幅員 八・〇〇
		六百三十八番	幅員 八・〇〇
		一、同番二、	幅員 一二・〇〇
		同番四、六百三十九番、六百四十九番三、六百八十五番	
		四、同番五、六百八十六番	
		一から同番三まで、六百九十番三、七百八番、七百九番一、七百十番、七百十一番、七百二十番から七百三十番まで、七百三十一番一、同番二及び同番四から同番六までの各一部	

### 東京都告示第百七十五号

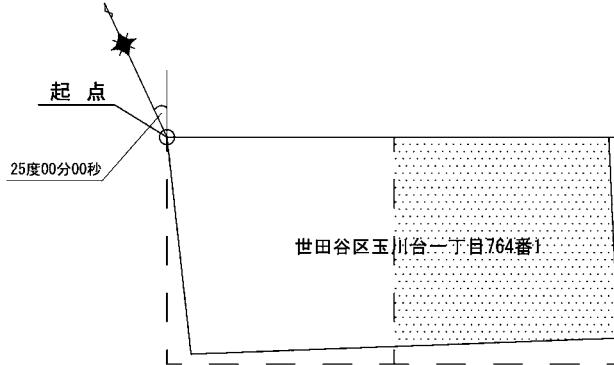
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区玉川台一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、世田谷区玉川台一丁目764番1の最北端とする。

【格子の回転角度：25度00分00秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

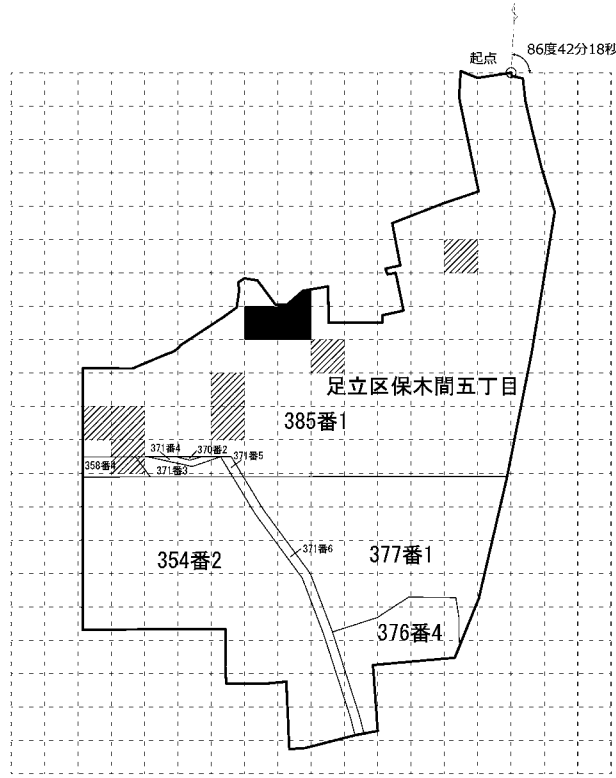
●東京都告示第二百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第百二十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区保木間五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ベンゼン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第102号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定を解除する区域)

【起点】

起点は、足立区保木間五丁目385番1の東北端とする。

【格子の回転角度（86度42分18秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して1.0m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

●東京都告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和四年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

大島町泉津字不重九〇一番一、九〇八番、九三六番一及び同番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の

ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八王子市小津町一一二番・同市上恩方町六七四番イ・六七五番・あきる野市乙津字日向一四五八番・一四五九番イ・同番ハ（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、同番ロ及び一四六〇番
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
八王子市小津町一一二番・同市上恩方町六七四番イ・六七五番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係市役

所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和四年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青ヶ島村無番地	菊池義行	青ヶ島村
青ヶ島村無番地	廣江つね子	役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和三年東京都告示第千三百二十三号のとおり。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 氏名  
新大宗特定目的会社 代表取締役 八木 浩史
- 二 住所  
渋谷区道玄坂二丁目十番七号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

- 小金井市梶野町四丁目四百四十六番十一号  
練馬区石神井町二丁目二十番一、同番四及び同番七  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001

本号 一箇月 六、六〇〇円  
（郵送料を含む。）

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

